

平成27年度 第1回 珠洲市入札監視委員会 議事概要

開催日時及び場所	平成27年6月16日(火) 午前10時～12時 庁舎3階会議室		
出席委員	委員長 赤坂 敏昭 (監査委員) 出席 乙谷 衛一 (公平委員) 出席 吉田 俊夫 (監査委員) 出席 (敬称略 五十音順)		
次第	1 開 会 2 挨拶 3 議 事 (1) 珠洲市入札契約制度について (2) 審議対象工事の抽出結果の報告 (3) 審議対象工事の審議 (4) その他 4 閉 会		
審議対象期間	平成26年10月1日～平成27年3月31日		
抽出件数	5件		
建設工事等	一般競争入札	1件	・大谷地区小中一貫教育校建設工事 校舎棟・屋内運動場(建築)
	指名競争入札	3件	・珠洲焼館改修工事(建築) ・市道329号線 道整備工事 ・社会資本整備総合交付金事業 橋梁補修設計業務(光真橋他1橋)
	随意契約	1件	・大谷地区小中一貫教育校建設工事 校舎棟 改修(建築)
委員からの質問及びそれに対する回答等	別紙1の通り		
委員会による意見の具申内容	具申なし		

質問・意見	回答
<p>・珠洲市入札監視委員会委員長並びに職務代理者の選任について</p> <p>・珠洲市入札契約制度について</p> <p>・総合点数の内、主観点数における地域貢献度の項目を教えてほしい。</p> <p>・市内業者のほとんどが地域貢献度による加点をされているか？</p> <p>・大谷地区小中一貫教育校建設工事 校舎棟・屋内運動場(建築)【一般競争入札】</p> <p>・入札参加者が1者だけであるが、入札は成立するのか？</p> <p>・予定価格は事前に公表しているのか？</p> <p>・一般競争入札であれば競争性が高まり、落札率も下がると思われるが、今回はなぜ落札率が高いのか？</p>	<p>委員の互選により、委員長に乙谷委員、職務代理者には吉田委員で決定する。</p> <p>・除雪機械の保有台数、災害協定締結の有無、消防団員の加入者数、交通推進隊員の加入者数、従業員の雇用人数といった項目がある。</p> <p>・ほとんどと言うことは無く、業者によって加点が多い者もあれば、全く無い者もあり、違いはある。</p> <p>・一般競争入札は、資格を満たした入札参加意欲のある者が誰でも参加できる。入札意欲のある者の参加機会は確保されているため、1者であっても競争性は確保されており、入札は成立する。</p> <p>・事前に公表している。</p> <p>・入札参加業者が多ければ落札率は下がることが考えられる。参加者が1者であった要因は色々あると思うが、全国的に工事の発注量が増え、資材費や人件費が高騰したことで、公共工事単価と市場単価に乖離が見られ、業者にとってメリットが少ないということが、要因の一つではないかと考える。平成 27 年</p>

<p>・珠洲焼館改修工事(建築)【指名競争入札】</p> <p>・ 予定価格の算出方法は？</p> <p>・ 設計価格は予算要求時に決めているのか？</p> <p>・ 予定価格は予算額と同じではないのか？</p> <p>・ 予定価格が事前公表であるが、業者は積算して応札しているのか？</p> <p>・ 他自治体と比較して、珠洲市の落札率ほどのぐらいか？</p>	<p>2月に県は労務単価等の引き上げを行っており、珠洲市も準拠している。本案件はその引き上げ前に執行されたものである。</p> <p>・ 比較的簡易なものであれば、担当者が基準単価等を基に設計価格を算出している。工種が多く複雑なものについては、設計業務を業者に委託し、積算された価格を基に設計価格としている。この設計価格が予定価格となる。</p> <p>・ 予算要求時点では正確な設計価格を求めることは難しく、概算で求められた金額を予算要求額としている。</p> <p>・ 予算額によって設計価格を検討し、予定価格とするため、必ずしも予算額と同じではない。</p> <p>・ 予定価格だけを見て応札しては、積算能力の低下や不当に安い金額で応札される恐れがあるため、入札時に見積内訳書を提出してもらっている。</p> <p>・ 県内で比較すると、珠洲市の落札率は低いほうである。</p>
<p>・市道 329 号線 道整備工事【指名競争入札】</p> <p>・ 建設業許可区分で特定と一般の違いは？</p>	<p>・ 建設業を営むものは建設業許可を受けなければならないが、特定建設業許可があれば、3,000 万円以上（建築一式 4,500 万円以上）の下請契約が出るような工事でも請負うこ</p>

<p>・社会資本整備総合交付金事業 橋梁補修設計業務(光真橋他1橋)【指名競争入札】</p> <p>・市内でこういった業務を受注できる業者はいないのか？</p> <p>・大谷地区小中一貫教育校建設工事 校舎棟改修【随意契約】</p> <p>・国は競争性を高めてという方針であると思うが、会計検査は問題ないのか。</p> <p>・その他</p>	<p>とができるというものである。</p> <p>・現状、市内で建設コンサルタント業務の入札参加資格がある業者はいない。</p> <p>・本案件は当初計画では平成27年度に実施する予定であった。しかし、文部科学省から平成27年度の予算縮小及び平成26年度への前倒しの実施が周知され、このことにより来年度の補助金が確定的ではなくなったため、平成26年度への前倒しをすることになった。この前倒しの実施には未契約繰越が認められていなかったため、年度内に契約を締結する必要があった。この予算が確定したのが3月議会であり、契約締結までの期間に猶予がない状況の中で、業者選考委員会で協議した結果、随意契約にすることを判断したものである。</p> <p>・次回において、第6条の抽出委員は、赤坂委員に決定する。</p>
--	--